修学旅行時期平準化促進事業

# 支援金支払要綱

令和８年７月 23 日施行
令和８年 11 月６日一部改正

**（趣　旨）**

第１条　一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「ＯＣＶＢ」という。）は沖縄県の委託を受け、沖縄県内での修学旅行の実施時期の年間平準化を促進し、かつ参加者の満足度及び学習効果の向上を図るため、本要綱に定める条件等を満たす県外の学校に対し、予算の範囲内においてバスガイドを活用し体験プログラムを新たに追加する費用の一部を支援するものとし、その支払に関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

**（定　義）**

第２条　この要綱で対象とする「修学旅行」とは、沖縄県を除く国内の中学校、高等学校及びそれに準ずる学校(以下「学校」という。）が実施する修学旅行を指す。

２　「参加者」とは、修学旅行で沖縄を訪れる学校の生徒で、本事業を活用した体験プログラムに参加した者を指し、途中離団者、引率教員、ツアー添乗員等を含まないものとする。

３　「支援対象者」とは支援の対象となる学校を指し、「申請者」とは、学校から委託を受けた旅行会社を指す。

**（支援金支払の対象）**

第３条　支援の対象となる修学旅行は、次の要件を満たすものとする。

(1) 令和９年１月１日から同年１月 31 日までの間（沖縄到着日基準）に、沖縄県を目的地として実施されるものであること。

(2) 修学旅行の行程中に、バスガイドが配置されていること。なお、当初（本事業の申請前）から行程に配置されている場合、または本支援金の活用により新たに配置される場合のいずれも対象とする。ただし、全行程においてバスガイドが一切配置されていない場合は、支援の対象外とする。

(3) 本事業への申請前に策定された行程（以下「変更前行程」という。）に対し、別に定めるサイト（「おきなわ修学旅行ナビ」）に掲載された体験プログラムを新たに追加していること。

※「おきなわ修学旅行ナビ」https://education.okinawastory.jp/experience/

(4) 前号の要件(プログラムの追加)を満たす場合に限り、変更前行程に新たに追加するバスガイドの配置（１日単位や半日単位での追加も含む。）に係る費用も支援の対象に含めることができる。

(5) 前号の規定にかかわらず、第３号に定める体験プログラムの追加を伴わず、バスガイドのみを新たに追加した行程は、支援の対象外とする。

(6) 本事業の効果測定のため、事業終了後に指定の実施報告書及びアンケートを提出す

ること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

⑴　本事業において既に申請を行い、支援金支払が決定しているもの

⑵　ＯＣＶＢが実施する、本事業以外の支援金事業に既に申請を行い、支援金支払決定通知を受けているもの

⑶　行程の追加・変更に伴い、本事業への申請を目的として変更前行程で組まれていた体験プログラム、バスガイド又は訪問先を削除しているもの

⑷　支援対象者及び申請者に以下の者が含まれる場合

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記。）

・　暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体

⑸　その他、支援金を支払うことが不適切と判断されるもの

３　支払の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、第１項に規定する体験プログラム及びバスガイドの追加費用に限るものとし、その他の費用（会場費、食費、キャンセル料など）は対象外とする。ただし、天候の悪化その他支援対象者の責めに帰すことができない事由により、申請した体験プログラムを実施できない場合は、沖縄県及びＯＣＶＢが協議の上、対応を決定するものとする。

**（支援金の支払額）**

第４条　支援金の算出方法及び支援金の上限額は、次のとおりとする。

⑴　参加者１人当たり 5,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とした実費相当額とし、その額に参加者数をかけて算出する。

⑵　申請者は、前号の対象経費の 20%以内の額を手数料として計上することができるものとし、当該手数料は前項に定める上限額に含むものとする。なお、送客手数料は支援対象外とする。

２　前項の規定により算出した支援金の額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

３　支援金支払予定通知書（様式第３号）に記載の支払予定額を超えることはできない。

**（申請手続き）**

第５条　申請者は、令和８年９月１日から修学旅行の出発予定日より起算して原則 30 日前（土日祝日含む）までに、次に掲げる書類をＯＣＶＢ会長へ提出しなければならない。

⑴　申請書（様式第１号）

⑵　学校の長又は学校の公印が押された委任状（様式第２号）

⑶　変更前の行程が記載された行程表（バスガイドの利用の有無及びその人数が確認

できるもの）

⑷　第３条に規定する要件を満たした変更後の行程表（バスガイドの利用の有無及びその人数が確認できるもの）

⑸その他、ＯＣＶＢが必要と認める書類

２　申請は、有効な書類が提出された順に受け付けるものとし、記載内容に不備のあるもの、又は期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

３　当該支援金への申請額の総額が予算額を超過する場合には、申請支払対象期間内であっても受付を停止し、その取扱については、次のとおりとする。

⑴　原則として、当該支援金への申請額の総額が予算額に達する日を申請の受付を停止する日（以下「受付停止日」という。）とする。その日までに申請書類等に不備がなく、ＯＣＶＢ本社の担当窓口に提出されているものを有効な申請とする。提出書類の捺印漏れ、書類不足、記載事項の漏れ又はその他不備が生じている申請については一切受け付けないものとする。

⑵　当該支援金への申請額の総額が予算額に達する前に「おきなわ修学旅行ナビ」にてその旨を通知する。

※おきなわ修学旅行ナビ　https://education.okinawastory.jp/

４　受付停止日及び予算に関する問い合わせは、一切受け付けないものとする。

**（支援金支払予定額の決定）**

第６条　ＯＣＶＢ会長は、支払申請を受け付けたときは、これを審査し、申請内容が適当であると認めたときは、支援金支払予定通知書（様式第３号）により申請者にその旨を通知するものとする。

２　前項に定める支援金支払予定通知書は、本事業の支払予定を示すものであり、支払額は実績報告書に基づいて決定するため、支払予定額とは異なることがある。

**（支援金支払申請の取下げ）**

第７条　支援金支払予定の通知を受けた申請者は、支援金申請の取下げをする場合は、取下げ届出書（様式第４号）を速やかにＯＣＶＢ会長に提出しなければならない。

**（申請内容の変更）**

第８条　申請者は、支援対象となる修学旅行の実施前において申請内容に重大な変更がある場合は、速やかに申請内容変更届出書（様式第５号）をＯＣＶＢ会長に提出しなければならない。ただし旅行期間変更の場合、第３条第１項第１号に定める期間を超えて実施される修学旅行への支援は行わない。

**（調　査）**

第９条　ＯＣＶＢは必要に応じて、支援金対象者、申請者、体験プログラム提供事業者、バスガイド及びバス会社等の本事業に係る全ての関係者に対し、申請内容について調査を行うことができる。

**（実績報告）**

第 10 条　申請者は、次に掲げる全ての書類を旅行終了日より起算して原則 14 日以内（土日祝日含む）にＯＣＶＢ会長に提出しなければならない。なお、期限までに提出されない場合、支援金は支払わない。
やむを得ない事情により期限内の提出が困難な場合は、速やかにＯＣＶＢに報告し、その承認を得るものとする。

⑴　体験実施証明書（様式第６号／旅行会社作成）
⑵　支払クーポン又は領収証又は口座振込控えの写し
⑶　体験プログラム提供事業者およびバス会社が旅行会社へ提出する請求書
　※請求書内に「時期平準化支援適用分」の記載必須
⑷　支援に関する実施報告書（学校作成）
⑸　支援に関するアンケート（学校作成）
⑹　その他、ＯＣＶＢが必要と認める書類

**（支援金支払額の決定）**

第 11 条　ＯＣＶＢ会長は、前条の報告を受けたときは、これを審査し、支払うべきと認めたときは、支援金支払決定通知書（様式第７号）をもって支援金の支払額を通知するものとする。

**（支援金支払決定の取消し等）**

第 12 条　ＯＣＶＢ会長は、申請者がこの要綱の規定に違反したとき、又は提出書類に虚偽の記載をしたときは、支援の決定を取り消すことができる。

２　ＯＣＶＢ会長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金の支払いが行われているときは、期限を付してその支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　前項の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、ＯＣＶＢ会長は、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 3.0%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

**（支援金の請求、支払）**

第 13 条　第 11 条に定める支援金支払決定通知を受けた申請者は、支払決定通知を受けた日から起算して原則 14 日以内（土日祝日含む）に請求書（様式第８号）の原本をＯＣＶＢ会長に提出しなければならない。

２　ＯＣＶＢは前項の請求書を受領後、原則として 30 日以内に申請者の指定金融機関に対し支援金の振込みをする。

３　前項の振込に係る手数料は、本事業で負担する。

**（催事情報の公開）**

第 14 条　本事業を受けた支援対象者及び申請者は、ＯＣＶＢ又は沖縄県が本事業の実績として本事業で支援を受けた修学旅行の概要（行程、実施報告書の一部の内容等（個人情報を除く。）をいう。）を公表することに同意しなければならない。

**（書類の管理）**

第 15 条　支援対象者及び申請者は、本事業に係る関係書類（ＯＣＶＢから受領した書類、本事業に係る提出書類や、体験プログラム提供事業者、バスガイド、バス会社等との金銭のやり取りにかかる一切の書類を含む全ての書類）を本事業実施年度の翌年度から数えて５年間保管しなければならない。

**（免責事項）**

第 16 条　本事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、ＯＣＶＢは一切関与しない。

**（個人情報の管理）**

第 17 条　本事業の実施に伴い取得した個人情報は、本事業の運営及び管理のために利用するほか、沖縄県及びＯＣＶＢが実施する観光振興及び教育旅行の推進に関する事業において利用するものとする。

２　取得した個人情報は、法令に定める場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に提供しないものとする。

**（その他）**

第 18 条　この要綱に定める書類は請求書を除き、電子メールによる提出を可とする。

２　この要綱に定めのない事項については、沖縄県とＯＣＶＢが協議して決定する。

**附 則**

この要綱は、令和８年７月２３日から施行する。

この要綱は、令和８年 11 月６日一部改正。